

原発事故自主避難者に対する住宅等の供与期間に関する会長声明

2015年（平成27年）5月27日

兵庫県弁護士会
会長 幸 寺 覚

〈声明の趣旨〉

福島県は、福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の自主避難者に対する公営住宅及び民間借り上げ住宅等の提供に関し、その供与期間を平成29年3月末までとする方針を撤回し、遠隔地避難者の意向や生活実態を調査した上で、長期にわたる供与期間とすることを表明すべきである。

〈声明の理由〉

復興庁が公表した統計によると、原発事故から4年2ヶ月を経過した現在でもなお、全国の避難者数は約22万人であり、全国47都道府県1155の市区町村に所在している。兵庫県内に避難している避難者数は、なお875人に上っており、このうち、災害救助法に基づく応急仮設住宅として提供されている公営住宅を利用している兵庫県内への避難者は129名いる（平成27年4月30日現在）。

避難者の多くは、放射能による健康への影響等を回避するため、兵庫県を含む遠方への避難を余儀なくされており、事故前までの平穏な生活を再建する目途も立てられず、経済的にも精神的にも極めて不安定な状態に長く置かれている。避難者の生活再建にとって、安定した住居が必要であることは言うまでもなく、現在、避難者に対して提供されている応急仮設住宅としての公営住宅等は、そのための基礎となるものである。

避難者に対する住宅等の供与に関し、当会は、平成26年8月20日付け「原発事故避難者への住宅等の供与に関する新たな立法措置等を求める意見書」において、原発事故の避難者に対する公営住宅等の提供について、避難者の意見を聴く機会を速やかに設けた上で、避難者に対する住宅供与期間を1年ごとに延長するという災害救助法に基づく支援を改め、住宅供与期間を長期化させるとともに、避難者の意向や生活実態に応じた期間更新や転居を可能とすること等の内容を含む、原発事故避難者を総合的に支援する新たな立法措置を行うべきである旨の意見を表明した。これは、原発事故被災者が決断した「避難」という自己決定を尊重した上で、その避難先での住居基盤を安定させるための施策を講じるよう提案したものであったが、国は現在までこの問題に関する支援施策を未だ明らかにせず、問題は解消されていない。

ところが、最近の報道によれば、福島県は、原発事故の避難者に対する公営住宅及び民間借り上げ住宅等の提供に関し、政府からの避難指示を受けずに避難した「自主的避難者」に対する住宅供与期間を平成29年3月末までとする方針を固めた、とされている。

仮に、この報道が事実であるとするれば、福島県が実施した避難者意向調査で応急仮設住宅の入居期間の延長を要望する声が高まっている結果に反するものとなる。また、福島県の方針は、間接的ではあっても、遠隔地避難者に対し、避難の継続を認めず、帰還を強いることとなるものであって、被災者が避難、移住及び帰還のいずれを選択

した場合であっても適切に支援することを基本理念の1つに掲げた「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の立法趣旨に反することにもなる。福島県の方針には、避難生活が長期化することで復興の遅れに繋がりがねないとの見方や、故郷への帰還を促したいといった価値判断が背景にあるものと推認できるが、上記の事情を踏まえると、公営住宅等に入居している自主的避難者の不安をいたずらにあおるだけであって、適切とは言いがたい。

よって、当会は、福島県に対し、原発事故の自主避難者に対する公営住宅及び民間借り上げ住宅等の提供に関し、その供与期間を平成29年3月末までとする方針を撤回するよう強く要請する。福島県は、遠隔地避難者の意向や生活実態をさらに調査した上で、避難者の生活基盤を安定させるため、長期にわたる供与期間とすることを表明すべきである。

なお、当会は、今後も、兵庫県内に避難している方々に寄り添い、全力で支援を継続していく所存である。

以 上